

令和7年3月5日
事務連絡

評価委員各位

常滑市長 伊藤 辰矢

第6回 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会 の書面開催について（依頼）

日頃より、半田市立半田病院及び常滑市民病院の運営につきまして、格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

書面開催とさせていただきます「第6回 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会」につきまして、別添のとおり、資料を送付させていただきます。

記

1. 審議事項 （1）役員報酬について

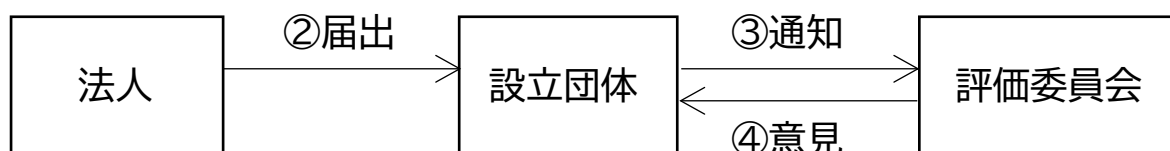
2. 法定の手続き

法人は、役員の報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければなりません。市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができます。

<手続きフロー>

- ① 法人が役員報酬等の基準を定める。
- ② 法人は、支給基準を設立団体の長に届け出る。
- ③ 設立団体の長は、その支給基準を評価委員会に通知する。
- ④ 評価委員会は、支給基準について、設立団体の長に意見を申し出ることができる。

①策定



3. 書面開催について

役員報酬等の基準は、令和7年4月1日の法人設立時に決定・公表されることとなります。今回は、法人設立前であるため、事前に、評価委員会にその基準をお伝えして意見を伺うものです。

評価委員より意見のある場合は、その意見を取りまとめ、意見がない場合は、意見の申出はないものとして意見書を決定し、半田市長・常滑市長に申し出ます。なお、意見書につきましては、事務局でとりまとめて作成し、各評価委員に確認いただいたのち、評価委員会より、半田市長・常滑市長あて通知いたします。

【事務局】

半田市立半田病院・常滑市民病院 統合準備室

常滑市民病院 管理課 青木

〒475-0817 愛知県半田市東洋町2-4 5

(半田常滑看護専門学校内)

TEL:070-5255-4107 FAX:0569-34-8526

E-mail: tokoshinbyouinkensetsushitsu@gmail.com